

# 徴収猶予「特例制度」に関する Q&A

～．

**Q** 徴収猶予の特例制度とはどのような制度ですか？

**A** 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等にかかる収入に相当の減少があり、一時に納付することが困難な場合、最長 1 年間に限り、町税の徴収を猶予するものです。

---

**Q** 通常の徴収猶予とは何が違うのですか？

**A** 事業につき、著しい損失を受けた場合、通常の徴収猶予の適用は可能ですが、延滞金は一部免除にしかならず、猶予する金額等によっては担保も必要になります。しかし、今回の特例制度では、**猶予期間中の延滞金は全額免除、担保も必要ありません。**

---

**Q** 事業等にかかる収入に相当な減少とはどの程度ですか？

**A** 令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していることです。

---

**Q** 事業等に給与収入は含まれますか？

**A** 給与収入も含まれます。

---

**Q** 減免とは違うのですか？

**A** 徴収猶予は、あくまでも納期限内に納付できない事情がある場合に、期間を定めて（最大 1 年間）納税を猶予する制度です。**税額そのものを減額する減免とは異なります。**

---

**Q** 猶予される期間はどのくらいですか？

**A** 最長 1 年間猶予されます。

---

**Q** 猶予を受けることができるのは法人だけですか？

**A** 法人に限らず、個人にかかる町税も猶予の対象となります。

---

Q どの税目が猶予の対象になりますか？

A 個人住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税が対象になります。

---

Q 申請書以外の提出書類は何が必要ですか？

A 申請書のほか、納期限内に納付できない事由、その事実を証する書類、収支の状況がわかる書類が必要になります。たとえば、売上帳や現金出納帳、通帳のコピー、給与明細、診断書などが該当します。

---

Q 郵送でも申請できますか？

A **郵送による申請もお受けします。** 事前にお電話で住民課課税係にご相談ください。

---

Q 納期限ごとにそれぞれ申請書を提出しなければならないのですか？

A 原則は、各納期限の時期に、納期限ごとに申請書を提出していただく必要があります。

---

Q 納期限までに申請できない場合はどうしたらいいですか？

A やむを得ない事情により、申請書の提出が間に合わない場合、事前に住民課課税係にご相談ください。

---

Q 徴収猶予の特例に該当しない場合、ほかの猶予制度は利用できますか？

A 徴収猶予の特例制度に該当しなくても、通常の徴収猶予もしくは申請による換価の猶予を適用できる場合があります。

---

申請及びお問い合わせはこちら

浪江町役場 本庁舎 住民課課税係

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2

TEL:0240-34-0224 FAX:0240-34-2137